

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
第1回募集要項等に関する質問への回答
【参加資格以外に関する質問】**

**令和3年4月2日
(令和3年4月14日修正)**

能代山本広域市町村圏組合

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「実施方針等に関する質問・意見への回答」の効力	実施方針から変更のない箇所については、令和2年12月22日公表の「実施方針等に関する質問・意見への回答」が有効であると理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る募集公告に基づく事業者の募集及び特定等については、募集要項等により実施するため、実施方針等に関する質問・意見への回答（令和2年12月22日）は有効ではありません。
2	募集要項	8	Ⅲ	11	(2)					余熱利用計画	発電電力、熱の利用先については、「本施設で利用する」とありますが、「発電電力及び熱を、本施設の敷地から外へ何らかの方法で持ち出すことは認めず、本施設内の利用に限る」との解釈でよろしいでしょうか。（要求水準書（設計・建設業務編）p.9にも同様の記載があります。）	ご指摘の「本施設で利用する」の意図は、利用先として本施設を挙げているものです。本施設内の利用に限定するものではありません。
3	募集要項	9	Ⅲ	11	(2)					余熱利用計画	「検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある」と記載があります。6月に逆潮流を行うとなった場合には予定価格、評価基準、要求水準書等を見直す必要があると思いますので、入札が再公告になると理解してよろしいでしょうか。また、その場合にそれまでに掛かった費用は事業者負担となりますでしょうか。	前段について、逆潮流を行うとなった場合、以後のスケジュールを見直し全体的に遅らせるのか、再公告とするのかはその時点で判断致します。後段について、募集要項27ページ11(2)費用負担に記載のとおり、応募に関して応募者が要する費用は応募者の負担となります。
4	募集要項	9	Ⅲ	9	(2)					余熱利用計画	「逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある」との記載がありますが、事業提案書受付期限が7月30日となっております。通常であれば協議結果をふまえて入札公告が告示されますが、今回検討結果前に告示されることから、募集要項見直しが生じた場合においても、大きな設計変更が伴わない条件であると理解しておりますが、宜しいでしょうか。	逆潮流を行うとなった場合の対応については、東北電力株式会社の回答内容により判断致します。
5	募集要項	11	Ⅲ	12						事業及び特定に関するスケジュール	新型コロナウイルス感染症対策により現在緊急事態宣言が発動している時期があります。現在感染者数も下げ止まりであり、今度第四波が到来する懸念もあります。今後の感染状況に応じてスケジュールに関しての変更等の申し出をさせて頂く場合に関してご協議を御願ひ致します。	感染状況を鑑みて対応します。なお、応募者間の公平性を保つため、申し出する場合は早めに行ってください。
6	募集要項	15	Ⅲ	4	(1)	エ				本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件の中で「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」との記載がありますが、本監理技術者に関しては土木建築工事期間も含めて建設期間を通して、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を配置することの条件との理解で宜しいでしょうか。	契約工期に亘り当該監理技術者を配置するものとしてください。ただし、共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事着工までの専任は要しません。
7	募集要項	19								特別目的会社の設立	運営・維持管理期間に限らず、事業費の圧縮にも繋がりますので、建設期間中は建設事業者が本件敷地内に建設する現場事務所内への設置する現場事務所内へ、無償で設置させて頂きたくお願い致します。	募集要項に記載のとおりとします。
8	募集要項	19	Ⅵ	3						契約金額	契約金額は建設事業者及び運営事業者から見積書を徴収し、決定するとありますが、最優秀提案者決定後、（様式5-1）価格提案書に記載した金額の見積を提出すると理解してよろしいでしょうか。	（様式5-1）価格提案書に記載した金額の見積額以内で提出いただくことになります。
9	募集要項	20	Ⅵ	5	(1)	イ				契約保証金	「運営事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に納付する」と記載ありますが、建設期間中の年度運営費はどのように算出すればよろしいでしょうか。	運営業務費については、運営・維持管理業務期間にわたって平準化して支払います。設計・建設業務期間中においても、契約保証金については、年度運営費の100分の10に相当する金額としてください。
10	募集要項	25	Ⅶ	6	(4)					開催要領	新型コロナウイルスの今後の状況によってはリモートでの開催の可能性もありますでしょうか。	新型コロナウイルスの感染拡大の規模にもよりますが、基本的には対面により実施するものと考えてください。
11	募集要項	26	Ⅶ	9						ヒアリング	新型コロナウイルスの今後の状況によってはリモートでの開催の可能性もありますでしょうか。	新型コロナウイルスの感染拡大の規模にもよりますが、基本的には対面により実施するものと考えてください。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
12	募集要項	26	VII	10					開封	開封前には立会いを行う者には技術点が公表されると理解してよろしいでしょうか。 また、開封に立ち会う者は個別に委任状は必要でしょうか。	前段について、開封前の立会いの際には技術点（＝非価格要素点）の公表はいたしません。 後段について、委任状は必要になります。
13	募集要項添付資料-3 対価の支払い方法について	2/4	表1						運営変動費A	「年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること」と記載ありますが、20年間の年間変動費合計を20年間の計画ごみ処理量合計で除すものと理解してよろしいでしょうか。	単年度の年間変動費を単年度の計画ごみ処理量で除すものとしてください。 様式集の様式7-9-1も参照してください。
14	募集要項添付資料-3 対価の支払い方法について	3/4	3	(3)					運営業務委託費の改訂	(3)項に記載に関して、指標の見直しは、契約時にその他により適正な指標がございましたら、ご協議の上、契約時点でも見直しさせて頂くことは可能でしょうか。	組合と最優秀提案者にて、提案した指標の合理性及び妥当性を協議します。協議の結果、組合が認めた場合には、当該指標を採用のうえ事業契約を締結できるものとします。
15	募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について	8/9	(2)						提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（設計・建設業務）	「事業者の責めに帰すことのできない理由」とありますが、現時点で想定されている具体的な事象があれば、ご教示頂けないでしょうか。	事業者の責めに帰すことのできない理由に該当するかは、個別の事実関係によって判断することになります。
16	募集要項添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について	9/9	(2)						提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（運営・維持管理業務）	運営・維持管理業務は長期にわたる為、提案組合圏域内発注金額については複数年度を対象として、発注額が未達か否かを判断頂けないでしょうか。	募集要項に記載のとおり年間実績で判断致します。
17	要求水準書 設計・建設業務編	ix							用語の定義 処理不適用物	構成市町が収集或いは処理しないごみを総称の記載ですが、貴組合HP「工場へのごみの持込判別表」で受入不可となっている物は処理不適用物と考えてよろしいでしょうか。 例えば、能代市HP 代表的な粗大ごみとして泥、ペット砂が記載されていますが、貴組合持ち込み判別表では、泥とペット用模造砂は受入不可となっております。（ペット用模造砂（紙製）は南部工場で受入れ可能）	ご理解のとおりです。
18	要求水準書 設計・建設業務編	x							用語の定義 提案施設	用語の定義の中に提案施設がございますが、本文中には提案施設の仕様などの記載が特にございませぬ。提案施設は応募者が独自に提案するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	5	(1)			敷地	敷地境界杭の座標データ及び敷地求積図のご提示は可能でしょうか。	敷地境界杭の座標データ及び敷地求積図の提供については個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。
20	要求水準書 設計・建設業務編	4	第1章	第2節	6	イ	(ウ)		工事計画	工事車両に関して、1日当たりの工事車両台数の制限及び出入りに関して時間制限等がありましたらご教示願います。	1日当たりの工事車両台数や出入りに関しての時間制限はありませんが、接続する国道101号は朝夕は通勤車両等で通行車両台数が多いことから、道路管理者と事前協議が必要となります。
21	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第2節	8	(1)	イ	(オ)	凍結深度	通路の凍結深度について「組合と協議しその指示に従うこと」とございますが、ご指示をお願いします。	実施設計時に協議のうえ決定します。
22	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第2節	8	(1)	ウ		最大降雨量	最大降雨量42.5mm/hに対応する雨水計画排水計画を建物と敷地に対して適用すると考えてよろしいでしょうか。	最大降雨量42.5mm/hは気象庁の過去の気象データ検索（地点は能代、期間は2009年1月～2018年12月）によるものであり、対策雨量や降雨強度は最新の法令・基準等に基づき設定してください。
23	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第2節	8	(2)	キ		日影	八峰町側に日影規制がかかる場合があるため、八峰町側の用途地域、日影規制をご教示願います。	八峰町は用途地域の指定がありません。 日影規制もございません。
24	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第2節	8	(2)	ケ		都市計画緑地	緑化率の指定は無し、とのことですが、工場立地法は適用されるが売電を行わないので指定がない、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、今後、接続検討の回答を受理後に検討し、逆潮流を行うこととした場合においては工場立地法の規制対象となる可能性があります。
25	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	9	(2)			用水	「水は上水を利用することとするが、地震等の災害時に上水が断水した際には、井水を生活用水として利用することとする」とありますが、井水系統は上水系統と分離し、飲料水は別途備蓄し、災害時の井水利用については事業者提案とすることよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、災害時の飲料水の確保方法については事業者提案とします。
26	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第3節	1	(2)			計画ごみ質	基準ごみ時の可燃分中6元素についてご指定頂いておりますが、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
27	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第3節	1	(3)			ごみの搬入出	受入れ設備の詳細設計に反映するため、ごみ搬入量(実績値)に関して曜日ごとの変動量、あるいは変動率をご教示願います。	要求水準書 添付資料(令和3年4月2日修正)の添付資料-16を追加しました。	
28	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第3節	1	(3)	ア	(ア)		搬入車両(可燃ごみ)	収集と直接搬入の年間台数が提示されていますが、1日及び1時間当たりの最大ピーク台数についてご教示願います。	「添付資料14 搬入車両台数について」の表4を参照してください。表4は平成30年度中に搬入車両台数が最大であった日(5月1日)の時間帯別搬入車両台数を示しています。
29	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第3節	1	(3)				ごみの搬入出	可燃ごみ処理施設のごみ搬入出について搬入日および時間は、要求水準書 運営・維持管理業務編(P15) 5受付に記載と同じく月曜日から土曜日まで9:00~12:00、13:00~16:30 休業日は日曜日及び1月1日から1月3日とすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第3節	1	(3)	ア	(イ)	表1.4	搬出車両の種類と搬出頻度	焼却灰、飛灰固化物の搬出頻度は、「搬出車両積載量に達し次第、搬出する」と記載されていますが、休業日について教示願います。 焼却灰ピット、飛灰固化物貯留設備の容量及び運転計画をするにあたり、搬出車両はそれぞれ1日最大何台搬出可能であるか教示願います。	組合が焼却灰、飛灰固化物の搬出を予定している最終処分場は、現状、土・日・祝日が休業日となっています。 搬出車両については、組合にて必要台数を確保することとしますが、詳細については、搬出業者との協議により決定することになります。
31	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第3節	1	(3)	イ		表1.5	搬入形態	混載でない直接搬入の可燃ごみについての搬入形態は、袋(最大70L)による搬入でよいでしょうか。	直接搬入者のごみの搬入形態については、特に指定はありません。
32	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第3節	1	(3)	イ		表1.5	搬入形態	混載でない直接搬入の粗大ごみ(家具、畳、布団などの可燃性粗大ごみ)は、可燃ごみ処理施設で受入れしてもよろしいでしょうか	プラットホーム混雑及びごみ種別による受入れ経路単純化の観点からご提示の提案は認められません。 要求水準書 設計・建設業務編P.53 5(5)アに記載のとおり「運営事業者が不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の粗大ごみ受入貯留ヤードから搬入した粗大ごみを燃焼設備で処理可能な寸法まで切断できるものとする。」とし、混載でない直接搬入の粗大ごみ(大型家具、剪定枝、ふとん、畳等の可燃性粗大ごみ)については混載でない場合においても不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で受け入れるものとします。
33	要求水準書 設計・建設業務編	9	第1章	第3節	1	(5)				余熱利用計画	本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提とされていますので、電力会社から工事費負担金は需要設備に対するものであり、事業者による負担はないものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、今後、接続検討の回答を受理後に検討し、逆潮流を行うこととした場合においても、電力会社からの工事費負担金は組合負担となりますので、事業者による負担はありません。
34	要求水準書 設計・建設業務編	10	第1章	第3節	2	(3)				ごみの搬入出	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のごみ搬入出について搬入日および時間は、要求水準書 運営・維持管理業務編(P15) 5受付に記載と同じく月曜日から土曜日まで9:00~12:00、13:00~16:30 休業日は日曜日及び1月1日から1月3日とすればよろしいでしょうか 受入量が多く溜まった場合には、土曜日でも破砕処理を実施してよろしいでしょうか。	前後段ともにご理解のとおりです。
35	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	2	(3)	ア	(7)		搬入車両(不燃ごみ・粗大ごみ)	収集と直接搬入の年間台数が提示されていますが、1日及び1時間当たりの最大ピーク台数についてご教示願います。	「添付資料14 搬入車両台数について」の表4を参照してください。表4は平成30年度中に搬入車両台数が最大であった日(5月1日)の時間帯別搬入車両台数を示しています。
36	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	2	(3)	ア	(7)		搬入車両について	不燃ごみ、粗大ごみの収集車に4tトラックの記載がありますが、4t平ボディロング車も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	2	(3)	ア	(イ)	表1.12	搬出車両の種類と搬出頻度	鉄・アルミ、不燃残渣の搬出頻度は、「搬出車両積載量に達し次第、搬出する」と記載されていますが、休業日について教示願います。 運転計画をするにあたり、搬出車両はそれぞれ1日最大何台搬出することが可能であるか教示願います。	組合が不燃残さの搬出を予定している最終処分場は、現状、土・日・祝日が休業日となっています。 搬出車両については、組合にて必要台数を確保することとしますが、詳細については、搬出業者との協議により決定することになります。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
38	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	2	(3)	ア	(イ)	表 1.12	搬出車両の種類と搬出 頻度	鉄・アルミ、不燃残渣の搬出車両のについて、2t、4t及び 10tトラックの荷台寸法を教示願います。	該当する資料はありません。参考として、下記の荷台寸法 (mm)を提示します。 2tダンプ：D3,100 W1,600 H320 2tトラック：D3,120 W1,620 H380 4tダンプ：D3,400 W1,950 H370 4tトラック：D3,115 W1,790 H380 10tダンプ：D6,350 W2,340 H450 10tトラック：D9,550 W2,340 H450
39	要求水準書 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	2	(3)	ア	(ウ)	表 1.13	搬入形態	直接搬入の不燃ごみについての搬入形態は、袋（最大70L）に よる搬入でよいでしょうか。	本表No31の質問回答を参照してください。
40	要求水準書 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	2	(4)	イ			不燃ごみ・粗大ごみラ イン	受入供給設備 投入前の監視及び処理不適用除去としてダンピングボックスが 指定されていますが、本作業はごみを薄く広げる必要があり、 また重機等を活用することで効果的に不適用物を発見できます。 従って、ダンピングボックス以外の提案も認めて頂きたくご検 討お願いします。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
41	要求水準書 設計・建設業務編	14	第1章	第4節	1	(5)				表1.18 悪臭基準（敷地 境界）	悪臭物質濃度の項目は2種類の「特定悪臭物質」が記載され ていると思われませんが、上から5番目に記載の二酸化メチルは 二硫化メチルと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘の場所は誤記です。要求水準書 設計・建設業務編（令 和3年4月2日修正）を参照してください。
42	要求水準書 設計・建設業務編	15	第1章	第4節	2	(6)				緑化計画	緑化については高木・中木・低木・地被類、その他樹種の内訳 は建設業者側の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(4)	イ			主任技術者の選任	運営事業者が工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービ ン主任技術者を選任する旨記載がございますが、工事完了まで の期間については、建設事業者にてこれら主任技術者を選任 し、運営開始時に運営事業者が選任することは可能でしょう か。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。ただし、建 設工事期間中に組合と協議し、やむを得ない事由と認めた場合 にはこの限りではありません。
44	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(4)	ウ			構造設計担当者の常駐	構造設計担当者の常駐は確認申請書に記載の構造設計者ではな く、実務を担当している構造設計者でもよろしいでしょうか。 また、各種検査時には適宜立会とすることで対応は可能で しょうか。	前段について、ご理解のとおりです。本事業の設計・建設業務 の実務を担当しており、構造設計の内容を熟知している者が常 駐することとさせていただきます。 後段について、ご理解のとおりです。各種検査の立会いは組合 と協議の上書類検査、現地立会い検査等の手段を決定し、検査 を実施するものとしてください。
45	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア			負担金	「本施設に関する上水道及び電話等の取合点から本施設までの 接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とす る。」と記載がありますが、上水の引込に関する権利金となる 水道利用加入金及び管理負担金は貴組合の負担という理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア			負担金	「本施設に関する上水道及び電話等の取合点から本施設までの 接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とす る。」と記載がありますが、貴組合で使用する電話回線の加入 金については貴組合の負担という理解でよろしいでしょうか。	組合が専用で使用する電話回線はありませんので、事業者負担 となります。
47	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア			負担金	取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金について は、建設事業者の負担とする、とありますが、電気工事に関し ては添付資料09電柱移設工事費の試算額が該当すると理解すべ し宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他、施設内で発生する設備の設置、 接続等に関する費用も含まれます。
48	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(5)	オ			残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承 諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」当該撤 去処分費用は見積範囲外とし、協議対象との理解で宜しいで しょうか。	当該事象が発生した場合は、組合と工事内容等を協議し、費用 負担を決定するものとします。
49	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	カ			地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合 と協議し適切に処分すること」当該撤去処分費用は見積範囲外 とし、協議対象との理解で宜しいでしょうか。	当該事象が発生した場合は、組合と工事内容等を協議し、費用 負担を決定するものとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
50	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	コ	(ウ)		仮設工事（施工監理者）	ここに記載されている施工監理者は建築基準法に定める工事監理者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建築基準法に定める工事監理者を含め、施工監理に従事する者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置してください。
51	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ソ			電波障害調査	電波障害影響調査の実施は事業契約締結日後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ツ			工事条件	原則の作業開始時間は8時30分からとありますが、8時から作業前の朝礼や準備をすることは問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ツ			作業日及び作業時間	作業時間については、実質の作業時間を意味し、朝礼や片付け等の時間については、記載の時間帯の前後に行っても支障がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	チ	(キ)		施工方法及び建設公害対策	「本工事中から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで処理した後に排水すること」と記載ありますが、排水先をご教示ねがいます。	事業敷地内浸透処理を基本とします。オーバーフロー分の排水先としては周辺の竹生川や近隣の道路側溝が考えられますが、管理者との事前協議が必要となります。
55	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	チ	(カ)(キ)		工事条件 施工方法及び建設公害対策	造成中の防災計画を立案するにあたり質問が御座います。添付資料-01コンタ図面の左上(北西角の事業実施区域外)箇所は池か調整池のようですが、ここに水を流すことは可能でしょうか。添付資料-01コンタ図面の左(西側)の田圃水路の資料等はあるのでしょうか。下図拡大ご参照願います。 	図面の左上(北西角の事業実施区域外)箇所は個人所有地であり、水を流すことはできません。また、田圃水路の資料はありません。
56	要求水準書 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	1	(1)				使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に組合の承諾を受けること。(1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること」とありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場で製作することを条件に、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外調達できるものと理解してよろしいでしょうか。	個々の使用材料については、実施設計時に組合と協議し、合理的な提案と認められた場合ご提示の提案を認めます。
57	要求水準書 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	1	(2)				使用材料規格	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達して使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	個々の使用材料については、実施設計時に組合と協議し、合理的な提案と認められた場合ご提示の提案を認めます。
58	要求水準書 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	1	(6) (3)				使用材料規格	「(3)国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保證することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	個々の使用材料については、実施設計時に組合と協議し、合理的な提案と認められた場合ご提示の提案を認めます。
59	要求水準書 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	1	(4)				使用材料規格	「(4)検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	海外製作機器の製作工場立会検査する場合においては、事前に検査要領書を提出いただき組合が承諾した検査要領書で立会検査を実施します。組合が必要とする経費は組合負担となります。
60	要求水準書 設計・建設業務編	30	第1章	第8節	1	(1)	エ			性能試験の処理時間について	「系統ごとに5時間以上の試験を行うこと。」とありますが、不燃粗大ごみで5時間分の性能試験用サンプルを作成することが難しいため、協議のうえ処理時間を短縮して時間換算にて処理量を評価頂くことは可能でしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとしますが、建設工事期間中に組合と協議し方針を決定することとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
61	要求水準書 設計・建設業務編	33	第1章	第8節	2	(2)	表 1.19	引渡性能試験方法 焼却灰の熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」or「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。 炉性能の指標である熱灼減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。 また、上記が良い場合、サンプリング場所は主灰冷却装置の入口付近でもよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご提示の提案を認めます。
62	要求水準書 設計・建設業務編	33	第1章	第8節	2	(2)	表 1.19	保証事項	騒音、振動について、記載されている保証値は敷地境界基準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書 設計・建設業務編	35	第1章	第8節	2	(2)	表 1.19	機械関係諸室内温度	機械関係諸室内温度について、外気温度33℃において42℃以下と記載されていますが、炉室や蒸気タービン発電機室同様に43℃以下の誤記とと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の場所は誤記ではありません。 要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
64	要求水準書 設計・建設業務編	40	第1章	第13節	1	(1)	ハ	工場立地法	発電事業として逆潮流を行わない現前提において、経済産業省「工場立地法FAQ集」Q1-2-2の解釈より、工場立地法の規制対象外とと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 24の質問回答を参照してください。
65	要求水準書 設計・建設業務編	42	第1章	第13節	2			許認可申請	建築確認申請は「民間審査機関による建築確認申請」と考えて宜しいでしょうか。	民間の審査機関へ申請していただいても差支えありません。
66	要求水準書 設計・建設業務編	42	第1章	第13節	2			許認可申請	今後計画を進める上で、許認可申請上の指示事項を確認する上で、事業者の方関係官庁へ直接コンタクトをとり事前相談を行っても宜しいでしょうか。	関係官庁にもよりますが、基本的に相手方との最初の接触は組合を通して行ってください。
67	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第1節	8	(1)		地震対策	火力発電所の耐震設計規程を遵守する機器の支持架構について、「炉体支持鉄骨及びその他主要機器は除く」とありますが、「その他主要機器」に該当する機器についてご教示願います。	工場棟内で自立する炉本体以降のエコノマイザー等を支持する共通架台を指します。
68	要求水準書 設計・建設業務編	49	第2章	第2節	1	(5)		ごみ計量機 特記事項	将来に向けて直接搬入の徴収料金についてキャッシュレス決済の導入などのお考えはありますでしょうか。	現状想定はしておりません。
69	要求水準書 設計・建設業務編	50	第2章	第2節	2	(3)	ア	幅員（有効）	プラットフォーム幅員18m以上とありますが、投入扉前の車止めから対面の柱の通り芯までの長さが18mという理解でよろしいでしょうか。	車両及びプラットフォーム作業員等が通行可能な幅員を18m以上確保してください。
70	要求水準書 設計・建設業務編	50	第2章	第2節	2	(3)	ウ	プラットフォームの構造	「鉄筋コンクリート」と記載ありますが、床以外の壁等は鉄筋コンクリート以外の構造でもよろしいでしょうか。	床に加え、車両の衝突の恐れのある高さまでは鉄筋コンクリート造の腰壁を設ける計画としてください。
71	要求水準書 設計・建設業務編	53	第2章	第2節	5	(3)	イ	粗大ごみ切断機	処理対象物最大寸法が2,000mm×2,000mm×1,000mmとありますが、2ton/5h以上の処理量確保を前提とし、切断機投入前に重機等で粗破砕することで粗大ごみ切断機の仕様を提案しても宜しいでしょうか。	ご提示の提案は認められません。 処理対象物最大寸法2,000mm×2,000mm×1,000mmに対し、切断機投入開口は2,000mm×2,000mm以上としてください。
72	要求水準書 設計・建設業務編	54	第2章	第2節	6	オ		ごみピット	「ごみピットの奥行きは自動運転対応のため、クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上」とありますが、2段ピットの場合、この対象となるピットは後段ピットのみと認識してよろしいでしょうか。	2段ピットを採用する場合には、受入ごみピットはクレーンバケットの開き寸法に対して1.5倍以上、後段ピットに対して2.5倍以上としてください。
73	要求水準書 設計・建設業務編	55	第2章	第2節	7	(5)	シ	ごみクレーン	自動窓ガラス洗浄装置の代わりに、窓清掃用歩廊を利用した洗浄を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
74	要求水準書 設計・建設業務編	55	第2章	第2節	7	(5)	シ	ごみクレーン操作窓	「ごみクレーン操作室の窓は、ごみピットが防火区画となる場合は全面耐熱強化ガラスはめ込み式又は同等以上とすること。」に関し、クレーン操作窓特有の形状により耐熱強化ガラスでは防火認定とならない可能性があります。この場合、防火シャッターによる防火区画の採用は可とと考えてよろしいでしょうか。	ご提示の提案は認められません。 要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
75	要求水準書 設計・建設業務編	57	第2章	第2節	9	(5)	エ		薬液噴霧装置	薬液噴霧装置は、「薬液の搬入、注入を容易に行える位置に設けること」と記載ありますが、実際の状況に合わせて噴霧位置を柔軟に調整できる可搬式でも問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
76	要求水準書 設計・建設業務編	57	第2章	第3節	1	(5)	カ		ごみ投入ホッパ・シュート	「本体及び滑り面ライナーの板厚は、耐摩耗を考慮して選定すること。」とございますが、ライナーの設置と同等の性能を維持する様、約30年間の使用を前提に、維持管理性とLCCを考慮し、最適な摩耗・減肉対策を事業者にて提案も可能と解釈してよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
77	要求水準書 設計・建設業務編	59	第2章	第3節	4	(3)	イ	(7)	炉駆動用油圧装置	油圧ポンプの数量は2基とありますが、実績より、1基（共通倉庫予備分1基）を提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
78	要求水準書 設計・建設業務編	60	第2章	第3節	4	(5)	イ		炉駆動用油圧装置	「消防法の少量危険物タンク基準」とありますが、消防法の危険物指定数量倍数に応じた仕様で良いと考えてよろしいでしょうか。	消防法の少量危険物タンク基準以下の場合についても消防法の少量危険物タンク基準を順守したタンクとしてください。
79	要求水準書 設計・建設業務編	67	第2章	第4節	2	(5)	カ、キ		スートブロワ	「アキュムレータ等を考慮」とありますが、アキュムレータ自体の放熱によりエネルギー損失が発生しますので、発電設備はスートブロワ作動時の変動に追従させるものとして、アキュムレータの設置有無については、事業者提案で宜しいでしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
80	要求水準書 設計・建設業務編	68	第2章	第4節	6				ボイラ薬液注入装置	清缶剤、脱酸剤及び復水処理剤の効用を併せ持つ一液タイプの使用をご提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
81	要求水準書 設計・建設業務編	72	第2章	第4節	9	(1)	オ	(ウ)	空冷式蒸気復水器	全量タービンバイパス時の蒸気量とは、2炉高質ごみ定格運転時のボイラ発生蒸気的全量から、脱気器加熱蒸気等、運転上必要不可欠なプロセス蒸気を差し引いた蒸気量と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書 設計・建設業務編	74	第2章	第4節	11	(3)	オ		純水装置	再生周期は約20時間通水、約4時間再生とありますが、通水時間は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
83	要求水準書 設計・建設業務編	78	第2章	第5節	2	(5)	シ		ろ過式集じん器(バグフィルタ)	「ろ布取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイストを設置すること」とございますが、ホイストを使用せず、無理なく安全にろ布取替えが可能な構造を採用する場合、ホイストの設置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
84	要求水準書 設計・建設業務編	81	第2章	第6節	1	(2)	ウ	(ク) ③	単独運転の可否	単独運転可否は自立運転可否と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書 設計・建設業務編	88	第2章	第7節	3	(1)			蒸気式空気予熱器	形式はベアチューブとありますが、実績より熱交換効率の良いフィンチューブ式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
86	要求水準書 設計・建設業務編	89	第2章	第7節	4	(3)	ア		風道風速	風道の流速については実績を考慮して事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編のとおりとします。ただし、性能維持するため基準流速を順守できない場合はこの限りではありません。
87	要求水準書 設計・建設業務編	90	第2章	第7節	7	(3)	ア		煙道風速	煙道の流速については実績を考慮して事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編のとおりとします。ただし、性能維持するため基準流速を順守できない場合はこの限りではありません。
88	要求水準書 設計・建設業務編	92	第2章	第8節	1	(5)	カ		落じんコンベヤ	摺動部にはライナープレート張り付けとありますが、ライナー設置の有無はLCCを考慮して事業者提案とすることは可能でしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
89	要求水準書 設計・建設業務編	93	第2章	第8節	3	(5)	キ		焼却灰搬送コンベヤ	摺動部にはライナープレート張り付けとありますが、ライナー設置の有無はLCCを考慮して事業者提案とすることは可能でしょうか。	実施設計時に組合と協議のうえ決定します。
90	要求水準書 設計・建設業務編	93	第2章	第8節	4	(3)	ア		容量	「4日以上」とありますが、災害時等に備え、通常運転時において必要な容量の他に、常に計画最大排出量の4日分の空容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
91	要求水準書 設計・建設業務編	94	第2章	第8節	5	(3)	サ	灰クレーンの操作方式	「遠隔手動、半自動」の定義をご教示ねがいます。	遠隔手動とは、クレーン操作室からトラックまで手動にて積載することを指します。 半自動とは手動で灰を掴み、その後自動でトラック積載を行うことを指します。
92	要求水準書 設計・建設業務編	95	第2章	第8節	5	(5)	ス	灰クレーン 特記事項	灰クレーンは、ごみクレーンと比較して稼働時間と揚程が小さいことから、電源回生機能は設けなくてもよいでしょうか	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
93	要求水準書 設計・建設業務編	96	第2章	第8節	7	(3)	イ	混練機	台数2基（内1基予備）とありますが、適切な予備品を納入することで予備機無しの1基でも問題無いですでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
94	要求水準書 設計・建設業務編	98	第2章	第8節	8	(3)	ア	容量	「全基合わせて4日分以上」とありますが、災害時等に備え、通常運転時において必要な容量の他に、常に計画最大排出量(2炉運転・高質ごみ時)の4日分の空容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書 設計・建設業務編	108	第2章	第11節	2	(4)	カ	操作回路	操作回路電圧は交流単相2線式100V、直流100Vとなっていますが、直流24Vも使用して宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
96	要求水準書 設計・建設業務編	115	第2章	第11節	9	(6)		タービン発電機制御盤	変流器（87用）は10,000kVA未満の発電機では取付義務がなく、今回のクラスの発電機に取り付けた弊社の実績はありませんが、変流器（87用）は必要と理解してよろしいでしょうか。	変流器（87用）は不要とします。 要求水準書設計・建設業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。
97	要求水準書 設計・建設業務編	117	第2章	第2節	10	(1)	オ（キ）	特記事項	「災害時に電気事業者からの電力供給が断たれた場合は、本装置により1炉を立上げた後、蒸気タービン発電機により自立運転を確立し、さらに1炉を立ち上げて処理を継続できること。」とありますが、非常用発電機により1炉を立上げた後は、蒸気タービン発電機のみで自立運転を確立するという理解でよろしいでしょうか。また、蒸気タービン発電機による自立運転時には不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の運転を可能とする発電機容量を見込む必要があるという理解でよろしいでしょうか。	前後段ともにご理解のとおりです。
98	要求水準書 設計・建設業務編	125	第2章	第12節	4	(5)	エ	計装用空気圧縮機	他の空気圧縮機と兼用不可とありますが、実績より雑用空気圧縮機との兼用を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
99	要求水準書 設計・建設業務編	127	第2章	第12節	6	(3)	エ（イ）	データ処理端末 特記事項	会議室と記載ありますが、研修室で中央制御室オペレータコンソール主要画面の表示をしますので、研修室と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書 設計・建設業務編	135	第3章	第2節	2			プラットホームについて	幅員（有効）18m以上とありますが、受入ホップ前の車両寄り付き箇所と主要な車両動線エリアについて有効18mを確保すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	本表No69の質問回答を参照してください。
101	要求水準書 設計・建設業務編	137	第3章	第2節	4	(4)		付属品 小型計量機	小型計量機の仕様について、最小目盛り等ご教示願います。また、小型計量機での計量重量について料金徴収に使用するのであれば、計量法に合わせて検定品となるための小型計量機の取り扱い方法についてご教示願います。	前段について、実施設計時に組合と協議のうえ決定します。後段について、計量方式として、カード及びごみ種選択ボタン等を用いて小型計量機にて計量し、本データをごみ計量機に送信し計量処理できる方式としてください。そのため、小型計量機は検定品としてください。
102	要求水準書 設計・建設業務編	137	第3章	第2節	4	(5)	オ	直接搬入者荷下ろし ヤード 特記事項	「混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、直接搬入者荷下ろしヤードにて小型計量機による1度計量とすること」となっていますが、搬入されたごみを可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3種類に分けて各々重量を計量し、各々のごみ量に応じた料金精算とすることでしょうか。各々のごみを小型計量機での計量は、搬入量の把握のための計量であり、貴組合の持ち込みごみの料金は、可燃ごみ施設と不燃ごみ・粗大ごみ施設共に100kg毎630円と同一であることから持ち込まれたごみ全重量で料金精算となるのでしょうか。それとも貴組合の施設別と同じく、可燃ごみと不燃ごみ・粗大ごみの2種類の料金精算となるのかご教示願います。	ごみ種別の重量を計量し、各々のごみ量に応じた料金を精算できるようにしてください。 また、本表No101の質問回答も参照してください。
103	要求水準書 設計・建設業務編	138	第3章	第2節	5	(2)		粗大ごみ用ダンピング ボックス	効率的な運用が提案可能な場合、「不燃ごみ用ダンピングボックス」と共用とする提案をして宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
104	要求水準書 設計・建設業務編	139	第3章	第2節	7					粗大ごみ受入貯留ヤード	効率的で柔軟な運用とするため、「不燃ごみ受入貯留ヤード」と共用（十分な貯留面積を確保します）とする提案をして宜しいでしょうか。	十分な貯留面積を確保する場合は、ご提示の提案を認めます。
105	要求水準書 設計・建設業務編	140	第3章	第3節	1	(3)	エ			ホッパへの同時寄付可能台数	ホッパへの同時寄付可能台数が2台と記載されておりますが、ダンピングボックスへの寄付き台数を含めた台数との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書 設計・建設業務編	140	第3章	第3節	1	(5)	オ			受入ホッパの防音対策	「受入ホッパ内に吸音ゴムシートを貼る等の・・・」とありますが、投入処理物は不燃粗大ごみであり重量物も含まれることから、ゴムシートをホッパ内面に貼付けすると剥がれる恐れがあります。従いまして、防音対策については別途、提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
107	要求水準書 設計・建設業務編	141	第3章	第3節	2	(4)				付属品について	層厚調整装置について、どのような装置かご教示願います。	層厚調整装置とは、層厚を均して調整する機能のことを意味しており、この機能を有する仕様を貴社経験により提案してください。
108	要求水準書 設計・建設業務編	141	第3章	第3節	2	(5)	オ			コンベヤのセルフクリーニングについて	「稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、本コンベヤ形式はベルトコンベヤより耐久性に優れたエプロンコンベヤで考えております。エプロンコンベヤはベルトコンベヤの場合に設置されるセルフクリーニング機構がございませんが、コンベヤ形式によっては本特記事項を免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	エプロンコンベヤのセルフクリーニングとは、スクレーパへの付着対策及びコンベヤ内部の掻き出しを意味しており、この機能を有する構造としてください。
109	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第3節	5	(3)	ス			高速回転式破砕機 付属品	「共通防振床盤、防振装置」について、破砕機室の床と振動的に縁の切れた 堅牢な独立基礎を採用することで、防振装置は採用しない提案として宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
110	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第3節	5	(3)	ス			高速回転式破砕機 付属品	「排出コンベヤ（速度可変）」について、機能上可変速にすることが必要な機器のみを対象とすることで宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
111	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第3節	5	(3)	ス			防振装置について	付属品として防振装置の記載がありますが、弊社の破砕機は周辺床と縁切りした独立基礎上に設置することで防振対策としております。 この場合、別途防振装置を設ける必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	本表No109の質問回答を参照してください。
112	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第3節	8	(1)	オ	(ク)		搬送コンベヤ類 特記事項	コンベヤ速度の設定により、アルミ選別機が十分に能力を發揮できるようごみ層厚を一定以下とできる場合、振動コンベヤを採用しない提案として宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
113	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第3節	8	(1)	オ	(ク)		記載内容の確認	「選別した不燃残さをアルミ選別機へ搬送・・・」とありますが、不燃残さを可燃残さと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書設計・建設業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。
114	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第3節	9					搬出設備の兼用について	鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さを貯留するホッパについて、ホッパに中仕切りを設けて2種類の選別物を1基のホッパに貯留する計画としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
115	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第3節	9	(1)	イ			数量の確認	鉄貯留ホッパ及び不燃残さ貯留ホッパは2基以上と記載がありますが、破砕物の発生量が少ないため、日々の運転終了後の搬出でも十分対応可能と予測しております。従いまして、鉄貯留ホッパ及び不燃残さ貯留ホッパの設置基数は1基としてよろしいでしょうか。	ホッパ容量、基数については提案とします。 ただし、貯留物の排出時、排出車の積載重量に排出量を制御できる（過積載とならない）方式としてください。 要求水準書設計・建設業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。
116	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第3節	9	(1)	オ	(7)		引取りまでの期間について	「組合が委託する資源化業者が引き取るまでの間・・・」とありますが、引取りが行われる頻度について具体的な日数があればご教示願います。	現状、鉄、アルミ、不燃残さ用のホッパ（容量8m ³ ）がそれぞれ1基あり、鉄は1営業日に2回搬出、アルミはひと月に1回搬出しています。なお、どちらも2トントラックによる搬出です。 新施設における搬出頻度については、搬出業者との協議により決定することになります。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
117	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第3節	9	(1)	オ	(エ)		搬出車両への処理物積込みについて	「10tトラックに直接積み込んで搬出する場合の…」とありますが、ホッパ内に貯留されている処理物を搬出車両に積み込む際は車両が完全に屋内に収まった状態でシャッターを閉めた状態の完全屋内積込みにする必要はありますでしょうか。	シャッターを閉めた状態で完全屋内積込みとしてください。
118	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第3節	9	(1)	オ	(カ)		貯留ホッパの防音対策	「受入ホッパ内に吸音ゴムシートを貼る等の…」と有りますが、投入処理物は不燃粗大ごみであり重量物も含まれることから、ゴムシートをホッパ内面に貼付けすると剥がれる恐れがあります。従いまして、防音対策については別途、提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
119	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第3節	9	(1)	オ	(キ)		運転動作の確認	「各ホッパが空になれば自動的に通常の処理に復帰できること。」とありますが、ホッパ貯留物を排出したことで自動的に運動運転を復帰させた場合、前段機器周辺の安全確認が行えない状態となり作業者が被災する可能性があるため、操業上の安全のため手動にて運動復帰するものとしてよろしいでしょうか。	安全を確保した上で可能な限り自動化してください。
120	要求水準書 設計・建設業務編	150	第3章	第3節	9	(4)	イ			数量の確認	2基以上と記載がありますが、ホッパ内部に中仕切りを設けて2室構造とし、片側に1日分以上貯留し、両側で不燃残さを合計2日分以上貯留出来るホッパであれば、設置基数としては1基としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
121	要求水準書 設計・建設業務編	150	第3章	第3節	9	(3)	オ	(ケ)	②	可燃残さ計量	コンベヤで搬送する場合、「一旦貯留するなどし搬送量を計量できるようにすること」とありますが、これはコンベヤのベルトスケールでは精度が低いため、貯留して計量する、という意図でしょうか。	計量方法については任意としますが、可燃残さの発生量を正確に計量できるシステムとしてください。
122	要求水準書 設計・建設業務編	151	第3章	第3節	9	(4)	オ	(ア)	-	不燃残さ貯留ホッパ	「一般廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査書」P8、図1-3-3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の基本処理フローでは、不燃残さ・可燃残さ分離装置で分離した不燃残さ側にはアルミ選別機が付いておりません。よって「本貯留ホッパは、鉄及びアルミを選別した後の不燃残さを(中略)貯留するためのものである」との記載については「鉄を選別した後の不燃残さ」が正しいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘の場所は誤記です。要求水準書 設計・建設業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。
123	要求水準書 設計・建設業務編	151	第3章	第3節	10	(1)	エ	(イ)		処理不適物ストックヤード 特記事項	「ストックヤードは各3面壁構造とし、…」とありますが、処理不適物をコンテナやドラム缶に入れ保存する等、作業合理性が確保できる場合、その限りでないものとして宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
124	要求水準書 設計・建設業務編	154	第3章	第4節	1	(5)	エ	(イ)		脱臭装置 特記事項	「必要な箇所の脱臭を行う」とありますが、対象ごみが不燃ごみと粗大ごみであり脱臭装置がなくても敷地境界の臭気については基準値を満足できると考えますので、取り止めても宜しいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
125	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第6節	3	(1)				ブラント排水貯留槽	排水量を検討の上、排水桝で対応可能と判断した場合、「排水貯留槽」を「排水桝」と読み替えた提案として宜しいでしょうか。	防臭等貯留槽と同等の機能を有する桝であれば、ご提示提案を認めます。
126	要求水準書 設計・建設業務編	151	第3章	第3節	10					ストックヤード	貴組合HP記載の「工場へのごみの持込判別表」では、三種町、八峰町以外の蛍光灯、電球、体温計（水銀）を北部粗大ごみ処理工場で受入れしておりますが、新施設では受入れしないことによろしいでしょうか 蛍光灯、電球類等受入れ貯留する場合には、処理方法、貯留方法、貯留量および搬出方法等、ご教示願います。	現状、搬入されたものについては受け入れし、構成市町ごとに一時貯留しています。破碎処理は行いません。能代市の場合は専用のダンボール箱に保管し、リサイクル業者に引き渡しを行っています。引き渡し頻度は1~2か月に1回程度、量はダンボール箱2箱程度となります。
127	要求水準書 設計・建設業務編	156	第3章	第7節						電気設備	本節設で記載されている仕様と第2章第11節の可燃ごみ処理施設の電気設備で記載されている仕様が統一的な記載となっておりません。可燃ごみ処理施設の電気設備を正として、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の電気設備は可燃ごみ処理施設の電気設備に準じるという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答		
128	要求水準書 設計・建設業務編	166	第3章	第8節	3	(2)			ITV装置 表3.2	搬出設備貯留ホップ部については、搬出車両の有無を確認するためのカメラとして理解してよろしいでしょうか。	積出状況が確認できるようにしてください。		
129	要求水準書 設計・建設業務編	170	第3章	第9節	6				作業用重機及び搬車 両	作業用重機及び車両の所有権またはリース契約当事者を運営事業者にするのと記載されていますので、運営事業者の事業費に計上することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
130	要求水準書 設計・建設業務編	171	第4章	第1節	2	(1)	イ		災害対策	ハザードマップで想定される浸水対策は、計画地盤高さ T.P.+17.5m以上に施設を建設すれば施設運営継続には支障がないという理解でよろしいでしょうか。	現段階における条件の中で検討し、最小限の高さとして T.P.+17.5m以上を規定していますが、貴社にて災害時の施設運営継続を図る提案をしてください。		
131	要求水準書 設計・建設業務編	171	第4章	第1節	2	(1)	ウ		土砂災害警戒区域（急 傾斜地	添付資料-03を確認すると、その着色より「土砂災害特別区域」ではなく「がけ崩れ危険箇所」に当地区の南東端部・南西端部あたっています。しかし能代市HPでは土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に該当しています。要求水準書の「配慮」とはイエローゾーンの解除を求めているわけではなく、勾配を緩やかにすることや、雨水等をその区域に集めることの無いように「配慮」した計画とすることと考えてよろしいでしょうか。	雨水等の排水先としないことはもちろん、土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されている範囲には草木の伐採等を含めて、施工範囲に含めない計画としてください。		
132	要求水準書 設計・建設業務編	172	第4章	第1節	2	(1)	オ		災害対策	「液状化が発生した場合に本施設が影響を受けないよう対策を講じること。事業実施区域内の構内道路及び取付道路等も液状化により搬入等施設運営に支障のないよう配慮すること、液状化判定結果は、添付資料-02「地質調査結果等」参照のこと。」との記載がありますが、液状化が発生した場合においては、実際の原因をふまえその責に関しては御協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
133	要求水準書 設計・建設業務編	172	第4章	第1節	2	(2)	イ		寒冷地対策	「構内道路及び取付道路等動線上有用部分には、施設の排熱を最大限活用したロードヒーティング設備等を設けること。なお、ロードヒーティングの実施範囲は施設運営上の必要性及び効率を考慮して設定すること。」との記載がありますが、必要性及び効率を考慮することを優先として、廃熱最大限活用による実施範囲を広くすること等がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
134	要求水準書 設計・建設業務編	173	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1	(1)	②	地盤高さについて	浸水深及び津波のせり上がり高さについて、T.P.からの高さをご教示願います。	事業実施区域は基準水位（せり上がり浸水深）が定められていません。浸水深は添付資料-03 ハザードマップに示すとおりです。
135	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	③	施設配置における整備 方針	「降雨水量等に基づき必要な容量の雨水調整池を整備すること」とありますが、対策雨量や降雨強度についてご指示願います。	対策雨量や降雨強度は最新の法令・基準等に基づき設定してください。
136	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	③	施設配置における整備 方針	「降雨水量等に基づき必要な容量の雨水調整池を整備すること」とありますが、P6では「雨水は浸透施設を設置し建設地内での浸透処理を基本とする」と記載されています。浸透マス、浸透トレンチもしくは浸透貯水池などの浸透施設を提案するという理解でよろしいでしょうか。	施設・設備等は指定しません。貴社の提案によるものとします。
137	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1	(3)	③	雨水調整池	事業実施区域5.2haのうち取付道路および未伐採区域の雨水は調整池へ流入させることは困難であります。従って、伐根を行う造成範囲内の雨水を調整池により処理する計画と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編P.201に記載のとおり「建設地外に雨水を排水する場合は、排水先の関係機関との協議、申請、届出等は建設事業者で実施し、適切な雨水計画とすること。」とします。
138	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1	(3)	④	取付道路	施工範囲についての記載もありませんが、電柱を除いて該当箇所における既設物の移設工事等はないとの理解でよろしいでしょうか。取付道路付帯工事があればご教示願います。	取付道路拡幅工事に伴い、既設ガードレールや側溝等の撤去・移設工事を実施する必要があります。
139	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1	(3)	④	取付道路	公共道路であれば県の規格に合わせた仕様となりますが、取付道路は一般の公共の道路なのでしょうか、それとも緑道に該当するものなのでしょうか。	取付道路は公共道路（県道、市道、町道）には該当しません。しかし道路構造上は、通行する車両の重量や台数から道路構造合により舗装構成等を検討していただく必要があります。
140	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1	(3)	④	取付道路	国道101号線との接続部分において、大型車両が乗り入れる側溝蓋については、大型車両の荷重に耐えられるものとありますが、この側溝蓋の所掌は秋田県へ移管するのでしょうか。	国道101号の路肩を車道と平行に設置されている側溝（事業実施区域の起点箇所）は県の所管になります。取付道路の路肩に設置される側溝は組合の所管になります。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
141	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1 (3) ④	取付道路	取付道路拡幅区域内では幅員7.0m以上とありますが、ここでの幅員とは路肩も含んだ幅員なのでしょうか、もしくはAS舗装幅7.0m以上のことなのでしょうか。	基本的にはアスファルト舗装幅（路肩含む）で7m以上としますが、用地の関係でこれが不可能な場合においては道路側溝（蓋あり）の幅を含めて7m以上を確保することも可とします。
142	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4-1 (3) ④	取付道路	取付道路拡幅は既存道路の谷側を拡幅し、既存道路高さは現況として必要に応じて補修を行うと考えてよろしいでしょうか。またこの道路拡幅施工時は通行止めが可能であるのか、片側交互通行による施工を計画するのかをご教示願います。	前段については、道路勾配が5%以下になるよう計画する必要があることから、一部既存道路の切土や盛土が必要になります。既存道路の測量結果（縦断図等）の提供については個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。後段については、通行止めにより行うことを基本とします。工事期間中の既存施設への通行車両の迂回については組合が関係者と協議を進めます。
143	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第1節	3	(2)	ア		造成計画	浸水対策として計画地盤高さT.P.+17.5m以上であれば施設運営継続には支障がないという理解でよろしいでしょうか。	現段階における条件の中で検討し、最小限の高さとしてT.P.+17.5m以上を規定していますが、貴社にて災害時の施設運営継続を図る提案をしてください。
144	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第1節	3	(2)	イ		造成計画 擁壁	擁壁を設置する場合は景観に配慮した計画とすることとありますが、例えば盛土補強工（センサー等）による擁壁は緑化を伴いますが、これらは当該地域において景観に配慮しているものとして考えてよろしいでしょうか。	実施設計時に協議のうえ決定します。
145	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第2節	1	(2)	ア		自然エネルギー	「敷地内や施設屋上及び壁面を利用して、太陽光発電パネルを設置する等自然エネルギーを積極的に活用すること。」との記載がありますが、一方「本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提に推進し、事業者を募集しているが、逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。」との記載があります。検討方針により考え方が大きく異なりますが、本事業での自然エネルギー活用に関しては、ノンファーム型接続の接続検討の回答に関わらず、現要求水準書をもとに、経済性を考慮しながら、自然エネルギーの活用を評価するものでなく、一過度なものとしない提案という方針の理解と考えております。ご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第2節	1	(2)	イ		トップライト	「大型の窓やトップライトを設けることにより積極的に自然採光を取り入れ、」に関し、積雪地域特有のすが漏れ等を考慮し、例えば要求水準書P184選別設備室等へのトップライトの採用有無は提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
147	要求水準書 設計・建設業務編	182	第4章	第2節	3	(1)	イ	(ア) ⑬	灰クレーン操作室	原則として自動洗浄装置を設置すること、との記載がありますが、基本方針にも謳われている「経済性、効率性に優れた施設」という観点から、大都市においても広く採用されている手動洗浄を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
148	要求水準書 設計・建設業務編	183	第4章	第2節	3	(1)	イ	(ア) ⑭	各種送風機室	「誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他騒音の発生する機器は、原則として専用室に収納し、防音対策及び防振対策を行うこと。」とありますが、要求水準書案P.15(2)騒音対策に示される対策を施し、事業者にて作業環境として問題ないと判断される場合は、別室へ収納しないことでもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
149	要求水準書 設計・建設業務編	186	第4章	第1節	3	(3)	イ	(ウ) ③	組合員・従業員通用口	組合職員数は、常時何人でしょうか。また、組合職員様の専用の事務室や専用の更衣室は必要でしょうか。	組合職員が常駐する予定はありません。このため、専用の事務室や更衣室を設ける必要はありません。
150	要求水準書 設計・建設業務編	194	第4章	第1節	5	(2)	イ		廊下	連絡通路は可燃ごみ処理施設と不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を結ぶ渡り廊下という理解でよろしいでしょうか。3.0m以上の有効幅員の連絡通路の中央をラインで区切ることにより往来する形とし、見学者の一方通行のルート条件を満たすという考えでよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
151	要求水準書 設計・建設業務編	194	第4章	第1節	5	(2)	イ		廊下	廊下の有効幅員180cm以上、連絡通路の有効幅員300cm以上となっていますが、見学者が一方通行で見学できる場合、不燃ごみ粗大ごみ処理施設と可燃ごみ処理施設の連絡通路幅員は180cm以上と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
152	要求水準書 設計・建設業務編	196	第4章	第2節	7	(2)	ク		プラットホーム	プラットホームの構造及び内部仕上げに関し表 4.4 内部仕上げ表(参考)には「コンクリート打放し補修、押出成形セメント板塗装」がございます。プラットホーム構造は気密性を確保し臭気の漏れない構造とすることを前提として、RC造、SRC造、及びS造の採用は可能と考えてよろしいでしょうか。	壁の内部仕上げについて、表 4.4は参考として記載しています。貴社のご提案をもとに、実施設計時に協議の上決定します。
153	要求水準書 設計・建設業務編	200	第4章	第3節	1	(1)	アイ		上水引込み工事	国道101号線に延伸される上水の取り合い点から引き込み給水管を設置しますが、事業区域内での設備を見積、計画する上で取り合い点での上水の水压をご教示願います。	季節変動はありますが、年間を通して水压0.4MPaとして計算してください。 なお、水压測定箇所は国道101号の末端消火栓位置になります。
154	要求水準書 設計・建設業務編	200	第4章	第3節	1	(1)	ア		上水引込み工事	給水引込計画にあたり、国道101号線の左右どちらに設置される計画かを知りたいため、現時点での上水道計画図を提示して頂けないでしょうか。	給水管の引込み計画図の提供については個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。
155	要求水準書 設計・建設業務編	200	第4章	第3節	1	(1)	イ		上水引込み工事	必要に応じて加圧ポンプ設置とありますが、給水量の検討を行うため添付資料-05周辺インフラ整備状況の上水(DCIPφ100)圧力、水量等をご教示頂けないでしょうか。	圧力については、本表No.153の質問回答を参照してください。なお、国道101号に埋設されている配水管(φ100mm)から給水管(φ75mm)を分岐する計画です。水圧と管径、高低差を考慮し、水量を計算してください。
156	要求水準書 設計・建設業務編	200	第4章	第3節	1	(3)	ア		電柱移設工事	「移設に係る関係機関とのすべての手続きを組合に代行して行うこと」とありますが、基本方針としては添付資料13通りであり、この方針は東北電力様や本電線の使用者と協議済と理解して宜しいでしょうか。	東北電力とは協議済みですが、その他本電線の使用者とは協議していません。
157	要求水準書 設計・建設業務編	200	第4章	第3節	2	(1)	ア		敷地造成工事 防災・降雨対策	造成工事中は防災対策として沈砂池等の設置を行います。造成中の雨水排出ルート等の検討資料があれば参考にしたいのでご教示頂けないでしょうか。	造成中の雨水排出ルートの検討資料はありません。また、雨水排水先については本表No.54の質問回答を参照してください。
158	要求水準書 設計・建設業務編	201	第4章	第3節	2	(2)	イ		山留・掘削 残土処理	残土を場外処分する場合、現状または土木建築工事施工予定時期に有効利用できる処分先があればご教示頂けないでしょうか。	現在想定している残土の処分先はありません。造成敷地内において有効利用可能な限り残土は排出しないことを基本としますが、排出する必要がある場合には量や質を確認し協議致します。
159	要求水準書 設計・建設業務編	201	第4章	第3節	3	(2)	ウ		駐車場工事	「大型バス用駐車場やバスの展開スペースを一時的に乗用車用駐車マスとして活用できる計画とし最大30台の乗用車が駐車できる計画とする」とありますが、乗用車の駐車形式は縦列駐車も採用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書 設計・建設業務編	201	第4章	第3節	3	(3)	ア		排水処理施設工事	雨水は原則として建設地内で浸透させ処理することありますが、具体的な対策として浸透型側溝や浸透柵および暗渠+浸透碎石層等により砂層地盤へ浸透させることが原則との考えでよろしいでしょうか。	施設・設備等は指定しません。貴社の提案によるものとします。
161	要求水準書 設計・建設業務編	201	第4章	第3節	3	(3)	イ		排水処理施設工事	建設地外へ雨水を排水する場合は関係機関との協議とありますが、既存取付道路等に水路が設置されているのであれば参考としてその流量計算書をご教示頂けますでしょうか。 また拡幅する取付道路に側溝等の水路を計画しても原則排出先が無いとの考えでよろしいでしょうか。	前段については、既存の取付道路の流量計算書はありません。後段については、拡幅する取付道路に側溝等の水路を計画することにより、国道101号の側溝に流れしていく(接続する)こととなります。しかし、現状以上の雨水が国道の側溝に流れ込むことになるため、協議により接続許可がいただけない可能性があります。
162	要求水準書 設計・建設業務編	201 205	第4章	第3節 第4節	3 6	(3,4)			排水施設設置工事 雨水調整池工事 消火設備工事	今後計画を進める上で、許認可申請上のコストに影響の大きい指示事項を確認する上で、事業者が関係官庁へ直接コンタクトをとり事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	本表No.66の質問回答を参照してください。
163	要求水準書 設計・建設業務編	202	第4章	第3節	3	(4)	ア		雨水調整池工事	ピーク流量を安全に低下させることが出来ない場合は必要な規模の調整設備を設けることとありますが、ピーク時に排水施設では浸透不可となった場合の流量に対して調整池を設ける、その調整池も浸透型とするとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書 設計・建設業務編	202	第4章	第3節	3	(6)	ア		門扉・意匠	「事業実施区域との境界は全周に囲障を設け、」とありますが、特に敷地南西は雑木林の中であり、フェンス設置も困難と思われます。囲障は造成地外周に設置する提案としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
165	要求水準書 設計・建設業務編	205	第4章	第4節	6		消火設備工事	「消防署と協議のうえ、消防法規、条例などを遵守した消火設備を設けること」との記載がありますが、見積を進める上で消火設備をはじめとした消防法規関連設備に関して、消防署との協議を進めても宜しいでしょうか。	本表No.66の質問回答を参照してください。
166	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	16		保険への加入	貴組合にて加入される全国市有物件災害共済会共済金について、一般的な火災保険と同等の補償（火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災）を得ることができると認識してよろしいでしょうか。	全国市有物件共済会共済金については、募集要項（令和3年3月19日修正）の募集要項添付資料-7を参照してください。
167	要求水準書 運営・維持管理業務編	10	第1章	第5節	5		本業務期間終了時の引渡し条件	貴組合が実施される引渡に関する検査は、本項(1)～(10)について条件を満たしているかの確認検査という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書 運営・維持管理業務編	11	第1章	第5節	5	(8)	次期運営事業者に対する運転教育	次期運営事業者に対して実施する運転教育は、本事業期間内に実施するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(1)	受付管理	直接搬入車、許可業者の受付（住所などの記載含む）について、受付内容もしくは現工場で受付票（複写式等）を教示願います。	直接搬入者の受付方法については、事業者提案により、組合と協議を行ってください。 現状の受付方法は以下のとおりです。 【北部粗大ごみ処理工場】一般の直接搬入者については、受付簿に「市町名・氏名・電話番号」の記入を求めています。許可業者の受付については、排出元の市町を口頭で確認し、記録しています。 【南部清掃工場】一般の直接搬入者については、市町名を口頭で確認し、車両ナンバーを記録しています。許可業者の受付については、排出元の市町を口頭で確認し、記録しています。
170	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、小型計量機による1度計量との記載がございますが、ごみ処理手数料の料金体系については、可燃と不燃・粗大ごみによる区分がないものとの理解で宜しいでしょうか。	小型計量機による1度計量の記載について修正いたしました。要求水準書運営・維持管理業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。 ごみ処理手数料の料金体系について、現状料金は一律ですが、計量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのごみ種別に行うものとしてください。
171	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	「混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、直接搬入者荷下ろしヤードにて小型計量機による1度計量とすること」となっていますが、粗大ごみ重量については、小型計量機に載らない場合が考えられますので、可燃ごみと不燃ごみを計量し出口計量で、可燃ごみと不燃ごみを差し引いた重量として計量してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘の記載について修正いたしました。要求水準書 運営・維持管理業務編（令和3年4月2日修正）を参照してください。 本表No101の質問回答も参照してください。
172	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	「混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、直接搬入者荷下ろしヤードにて小型計量機による1度計量とすること」となっていますが、直接搬入の可燃ごみ、不燃ごみは搬入形態は、要求水準書 設計・建設業務編 表1.5搬入形態（P8）可燃ごみ袋（最大70L）、表1.13搬入形態 不燃ごみ袋（最大70L）で搬入されたごみを計量することでよろしいでしょうか。袋に入っていないせん定枝やふとん等については、粗大ごみとすればよろしいでしょうか。	直接搬入の可燃ごみ及び不燃ごみの搬入形態については、特に指定はありません。 粗大ごみの目安は、構成市町の指定ごみ袋に入らない大きさのものとしています。
173	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	混載ごみを搬入する直接搬入者のごみで不燃物ごみ・粗大ごみ処理施設で一時貯留保管移動が難しい可燃ごみについては、それぞれの施設で荷降ろしすることでもよいでしょうか。例えば、束ねていない多量の草木類や組合HP記載の農業用肥料袋等を使用した場合は、中身だけを捨てると記載されており著しい臭気のある物や液状の物が多い可燃ごみを想定されます。	混載ごみを搬入する直接搬入者に対しては、利便性の観点から、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の直接搬入者荷下ろしヤードですべてのごみを一度に荷下ろしすることとします。ただし、ご提示の状況等、著しい作業環境の悪化が見込まれる場合には、それぞれの施設で荷下ろしすることを認めるものとします。その場合、直接搬入者に対して搬入ルート等を丁寧に説明し、トラブルのないように努めてください。
174	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(1)	ごみ処理手数料の徴収など	つり銭の小銭の用意について、近年銀行での両替に手数料が発生することから現状の日別搬入台数と量、徴収料金について提示頂きたいをお願いします。	当該データについては、個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
175	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(3)				搬入管理	展開による搬入物検査に関して、貴組合の立会実施の有無をご教示願います。	組合職員の立会は行う予定はありません。
176	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(5)				搬入管理	小型家電などを手作業により回収を行い、排出元の市町村毎に選別して一時保管するとの記載がございますが、市町村毎に回収方法が異なる可能性もあることが考えられますが、回収用のボックスについては、各市町村毎のご準備頂けるとの理解で宜しいでしょうか。運営事業者にて準備する必要がある場合には、想定されるボックスの大きさ、数量などの仕様をご教示願います。	回収用ボックスは事業者にてご準備いただくこととします。現状は能代市分のみ衣装ケースに入れてストックしており、定期的に回収に来てもらっている状況です。構成町分については回収してもらおうのか、破碎処理するののかについて今後協議により決定します。能代市分の搬入量としては年間フレコンバッグ2個程度になります。
177	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(5)				搬入管理	直接搬入者の小型家電については、市町毎の一時貯留の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(5)				小型家電の一時保管量	「小型家電等は手選別作業により回収を行い、排出元の市町村毎に選別して一時保管をすること」と記載ありますが、1市町当りの一時保管量をご教示願います。	本表No176の質問回答を参照してください。
179	要求水準書 運営・維持管理編	16	第3章	第6節	(2)				用役の管理	「災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に貯留している状態を保つように管理すること。貯留量は、用水については最大日使用量の3日分以上、薬剤などについては7日分以上とする。」とありますが、安定化薬剤タンク、HCl、SOx除去薬剤貯槽等の薬剤貯留量は、通常運転時において必要な容量の他に、最大日使用量(2炉運転・高質ごみ時)の7日分の容量を常に確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	(3)				処理生成物の処理等	不燃ごみ・粗大ごみ処理棟から発生した可燃性残さについて、運営時間外などに可燃ごみ処理棟に運搬するように記載がございますが、運営時間外の定義は、搬入往來のある受付時間月～土曜日の9:00～12:00及び13:00～16:30を除いた時間帯を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の場所は誤記です。「運営時間外」は「受付時間外」と読み替えてください。
181	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	(3)				処理生成物の処理等	不燃ごみ・粗大ごみ処理棟から発生した可燃残さの移動は、トラックを採用した際には、計量棟で計量しますでしょうか。	計量方法については任意としますが、可燃残さの発生量を正確に計量できるシステムとしてください。
182	要求水準書 運営・維持管理業務編	29	第8章	第6節	(2)				周辺住民対応	貴組合が住民等と結ぶ協定等を十分に理解し、これを遵守すること。と記載ありますが、協定の内容についてご教示下さい。	現時点で結んでいる協定等はありません。本施設の運営開始までに住民との協定を結ぶことを想定しています。
183	要求水準書 運営・維持管理業務編	30	第8章	第8節	(1)				防災備蓄倉庫の管理	運営事業者の備蓄品等納入に関して、ア～カにご提示いただいておりますが、この数量は見学者に関する数量であり、貴組合職員分などは含まれないものとの理解で宜しいでしょうか。貴組合職員分を含む場合には、人数をご教示願います。	ご理解のとおり、ご指摘の数量は見学者に関する数量であり、組合職員分などは含まれません。組合職員分の備蓄品に関しては、組合にて準備します。
184	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第9章	第1節					本施設の情報管理業務	「また、管理する情報は、その目的以外にしないものとし、」との記載がございますが、これは、「また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の場所は誤記です。要求水準書 運営・維持管理業務編(令和3年4月2日修正)を参照してください。
185	添付資料-11 処理対象物別の 計画ごみ処理量		表1						可燃ごみ処理施設の計画処理量	本表1と添付資料-12の令和37年度までのごみ量の推移値においては、相違が見られます。例えば、本表1では令和8年度の可燃残さが295t/年、合計22,446t/年との記載ですが、添付資料-12では、令和8年度の可燃残量が296t/年、合計22,447t/年となっております。本計画で使用する値としては、添付資料-12のデータが正との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書 添付資料(令和3年4月2日修正)添付資料-11を参照してください。
186	添付資料-11 処理対象物別の 計画ごみ処理量		表2						不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の計画処理量	本事業最終年の稼働20年目の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理対象物別の計画ごみ処理量をご教示ください。	要求水準書 添付資料(令和3年4月2日修正)添付資料-11を参照してください。
187	添付資料-14 搬入車両台数								搬入実績	運転計画立案時の精度向上のため、月別の搬入実績をご教示願います。	添付資料-14 表2、表3を参照してください。
188	最優秀提案者決定基準書	3	(3)						価格審査	低入札価格調査制度は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
189	最優秀提案者決定基準書	6	表-1	2	(4)	ア		運営期間終了度の計画	①2項の「運営期間終了後の具体的な引継ぎ方法」は、表-1.2.(2).アの4項及び表-1.2.(2).イの4項と同じ内容と理解して宜しいでしょうか。同じ内容と理解できる場合、運営期間終了後の引継ぎ方法の提案事項は、表-1.2.(2).ア及び表-1.2.(2).イには記載せず、本項目(表-1.2.(4).ア)のみに記載することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
190	様式集		様式4-1					対面による対話参加申込書	参加対象者は現地見学会と同様に「代表企業又は代表企業グループ」として参加する者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
191	様式集		様式5-1					価格提案書	代表企業の欄は、貴組合HP上で公表されております入札参加資格申請において、申請者より委任されているものを記載すると理解してよろしいでしょうか。(例えば、社長から東北支店長へ委任をしている場合、東北支店長の名義で申請すると理解してよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。	
192	様式集		様式5-2					委任状	本委任状に関して以下の点を確認させて下さい。 ・本様式にて委任される者とは、実際に事業提案書に関する提出書類を持参・提出する者と理解してよろしいでしょうか。 ・委任状を提出したとしても様式5-1(封印する封筒含む)への受任者の記名・押印は不要と理解してよろしいでしょうか。 ・委任状の封筒は不要でしょうか。	すべて、ご理解のとおりです。	
193	様式集		様式5-2					委任状	本様式は代表企業代表職より実際に価格提案書など持参する者への委任状と理解してよろしいでしょうか。(価格提案書を調印して提出するものから、価格提案書、事業提案書を実際に持参する担当者への委任と理解してよろしいでしょうか。)	本表No192の質問回答を参照してください。	
194	様式集		様式7-1-1					法人税等	各社の事業計画書の比較を容易にするため、法人税等は実効税率としていただけないでしょうか。その場合、実効税率をご教示ねがいます。	法人税等については、応募者の提案に委ねます。	
195	様式集		様式7-1-1	※5				開業費の記載方法について	開業費及び税引き前利益については、運営固定費のその他経費に含めること。とございますが様式7-7(A)には令和8年度からしか記載できない為、令和8年度の欄に様式7-2の合計金額をまとめて記載してもよろしいでしょうか。	令和8年度の欄に様式7-2の合計金額をまとめて記載してください。	
196	様式集		様式7-6(A)別紙(B)別紙					運転人員(年間あたり)の記載方法について	年度によって運転人員の人数や体制図が変わる場合は、シートを複数枚に分けて記載してもよろしいでしょうか。	シートを複数枚に分けて記載することも可とします。	
197	様式集		様式7-7(A)(B)					保険料の記載方法について	保険については何を対象とした保険か分かるように記載することとございますが、各保険についてそれぞれ別の項目で本様式に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
198	様式集		様式7-1-1 7-9-1 7-9-2					開業費	様式7-2に記載する開業費は、様式7-1-1、様式7-9-1、様式7-9-2において、どのように計上すればよろしいでしょうか。	様式7-1-1については、※5を確認してください。様式7-9-1及び様式7-9-2は、組合が支払う運営業務委託費の内訳書です。運営業務委託費については、運営・維持管理業務期間を通じて、平準化して支払います。開業費については、運営固定費(その他経費)として支払います。様式7-1-1の「1.営業収益」と整合させてください。	
199	様式集		様式7-9-1 7-9-2					営業利益相当額	様式7-9-1、様式7-9-2において、営業利益相当額はどのように計上すればよろしいでしょうか。	本表No198の質問回答を参照してください。	
200	様式集		様式8-22	3	(2)	ア	①	S P Cの資本概要(表)について	様式8-22の中に示されているS P Cの資本概要の表については、記載事項を変更しなければ、表のデザインや表現方法を事業者にて変更してもよろしいでしょうか。	表のデザインや表現方法を事業者にて変更することも可とします。	
201	様式集		様式8-23	3	(3)	ア	①	事業期間を通じた地元事業者への発注	「運営・維持管理業務での用役調達等(従業員の調達を除く)」と記載がありますが、仮に運転業務を地元事業者に委託する場合には発注予定額にはカウントされないと理解してよろしいでしょうか。	運転業務を地元事業者に委託する場合には発注予定額にカウントしてください。	
202	様式集		様式8-23	3	(3)	ア		事業期間を通じた地元事業者への発注	本事業に関して地元事業者から関心表明書を受領した場合には提案書に添付してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。	

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
203	様式集	様式8-23						事業期間を通じた地元事業者への発注	地元事業者とは、募集要項P12に記載がございますとおり、構成市町内に本社、本店及び建設業法上の主たる営業所がある企業並びに構成市町の建設業者等資格付名簿において市内又は町内業者として登録されている企業と理解してよろしいでしょうか。 (営業所、工場が所在する企業は本事業における地元事業者には該当しないという理解でしょうか。)	ご理解のとおりです。	
204	様式集	様式8-23						地元事業者への発注	建設事業者は、構成市町内発注金額の総額を達成する義務があり、発注企業名、発注内容、各発注予定額及び年度別発注予定額等は参考であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
205	様式集	様式8-23						地元事業者への発注	運営事業者は、構成市町内発注金額の総額を達成する義務があり、発注企業名、発注内容、各発注予定額及び年度別発注予定額等は参考であるという理解でよろしいでしょうか。	本表No16の質問回答を参照してください。	
206	様式集	様式8-23						地元事業者及び地元発注予定額の定義	「構成市町の建設業者等資格付名簿において市内又は町内業者として登録されている企業」と記載ありますが、構成市町の物品等の入札参加資格者名簿において、市内又は町内業者として登録されている企業も地元事業者として扱われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
207	様式集	様式8-23別紙						建設事業者の地元事業者別発注内容及び発注予定額	地元事業者への発注金額計については、様式8-26に示す地元事業者への発注予定額の合計との整合を図ること。と記載がありますが、様式8-23に読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘の場所は誤記です。様式集（令和3年3月19日修正）を参照してください。	
208	様式集	様式8-23別紙							本様式に記載する企業名や金額は提案時点での計画である為、実際の発注先・発注金額・地元事業者数が変わることは問題ないと理解してよろしいでしょうか。その場合でも発注金額が達成されていれば、募集要項に示されている違約金の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	前段について、提案内容の地元発注金額については、達成してください。 後段について、ご理解のとおりです。	
209	様式集	様式8-23(定義)						地元事業者への発注予定額の定義について	地元事業者とは入札公告時点で設立されている企業のみが対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、設計・建設業務期間又は運営・維持管理業務期間中に設立された地元事業者を活用した場合には、地元発注金額の実績として計上してもよいこととします。	
210	様式集	様式8-23(定義)						地元事業者への発注予定額の定義について	「ブランドメーカー」と「大手ゼネコン」と地元ゼネコンのJV（甲型JV）」が乙型JVを組成する場合の発注予定額について確認させて下さい 大手ゼネコンと地元ゼネコンとの甲型JVにおける出資比率は70：30と仮定します。 ①土木建築工事の契約額のうち、30%が地元事業者への発注予定額とカウントすると理解してよろしいでしょうか。 ②上記甲型JVから地元事業者へ発注した場合、発注額の70%が発注予定額とカウントするものと理解してよろしいでしょうか。	①及び②について、ご理解のとおりです。ただし、ご提示の甲型JVから地元外業者に発注する場合については、発注額の30%を①において甲型JVのうちの地元事業者への発注予定額としてカウントした金額から減算してください。	
211	様式集	様式8-23(定義)						地元事業者への発注予定額の定義について	一次下請け会社が大手ゼネコンと地元ゼネコンJV（甲型JV）を組成している場合の発注予定額について確認させて下さい。 大手ゼネコンと地元ゼネコンとの甲型JVにおける出資比率は70：30と仮定します。 ①土木建築工事の発注額の30%が地元事業者への発注予定額とカウントすると理解してよろしいでしょうか。 ②また、上記甲型JVから2次下請けの地元事業者へ発注した場合、その発注額の70%が発注予定額とカウントするものと理解してよろしいでしょうか。	①及び②について、ご理解のとおりです。ただし、ご提示の甲型JVから地元外業者に発注する場合については、発注額の30%を①において甲型JVのうちの地元事業者への発注予定額としてカウントした金額から減算してください。	
212	様式集	様式8-23(定義)	2	①				地元事業者への発注予定額の定義について	「地元事業者への発注が階層構造の場合、応募者が提案可能な範囲における最下層までを地元事業者への発注予定額の対象範囲とする」とありますが、階層の制限(3~4次下請けまで等)はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
213	様式集		様式8-23 (定義)	2	④		地元事業者への発注 予定額の定義について	2. 対象範囲④に「地元事業者が地元外事業者に発注する下請 工事、…地元事業者への発注予定額から減算するものとする」 と記載がありますが、どのように確認するかご教示願います。	下請工事契約書、再下請負通知書により確認します。 また、地元発注金額への実績を確認した際に、地元外事業者へ の発注が確認され、実績から減算した結果、予定していた地元 発注金額を達成することができなかった場合には、違約金の対 象となります。	
214	様式集		様式8-23 (定義)				地元事業者への発注 予定額の定義について	【対象範囲の例】が記載されていますが、左側に地元事業者から 地元外事業者への発注についても発注予定額の算出対象とな っていますが、これは誤りと理解してよろしいでしょうか。	点線枠内において地元外事業者への下請けは減算し、資材、用 役等は減算しないと記載しております。	
215	様式集		様式 8-24	3	(3)	イ	①	運営・維持管理業務時 における地元採用等	様式中にある雇用を予定する地元人員を記載する表ありますが が、この表は必ず入れるものと理解してよろしいでしょうか。 また、雇用の対象になるのは運営事業者や運営事業者から運 転業務を受託する企業が直接的に雇用する場合のみと理解してよ ろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。また、表のデザインや表 現方法を事業者にて変更することも可とします。 後段について、ご理解のとおりです。
216	様式集		様式 8-24	3	(3)	イ	①	運営・維持管理業務時 における地元採用等	「構成市町の在住者」とありますが、対象者は住民票を取得後 に一定期間以上経過している必要があると思われませんが、その 期間についてご指示いただけますでしょうか。	ご提示の期間は特にありません。
217	様式集		様式8-24					地元採用	SPCから運営企業として参画している企業へ運転業務を委託す る場合、運営企業で運転業務に従事する要員が構成市町に在住 者であることが本様式でいう地元採用と理解してよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
218	様式集		様式8-24					地元採用	構成市町内在住者の定義には能代山本広域市町村圏組合管内に 住民票をもつ者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	提出書類の作成要領	2	4	(2)	①			記載要領	表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること とありますが、代表企業名を各様式に記載するという理解でよ ろしいでしょうか。(企業グループとして参画する場合、各企 業名称を記載するという理解でしょうか。)	ご理解のとおりです。
220	提出書類の作成要領	3	4	(3)				製本要領	簡易製本とありますが、任意のファイルに綴じ提出するものと 理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	提出書類の作成要領	3	5	(2)				封入要領	様式5-1、5-3をそれぞれ別の封筒に入れ提出するという理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	提出書類の作成要領	6	6	(2)				記載要領	「補足資料」とありますが、非価格要素審査に関する提出書類 (様式8-1～25)について、記載内容を補足する資料(例えば 関心表明書等)を添付してもよろしいでしょうか。可能である 場合、補足資料は各様式の直後に各々添付する形、或いは補足 資料のみを別冊として綴じる形か、作成要領を御教示願いま す。	前段について、ご提示の提案を認めます。 後段について、補足資料のみ別冊としてください。
223	提出書類の作成要領	7	6	(2)	⑧			記載要項	用紙中央・最下段に通し番号について各審査単位の総ページ数 は、様式6【基礎審査に関する提出書類】、様式7【事業計画に 関する提出書類】、様式8【非価格要素審査に関する提出書 類】の各様式の総ページ数で良いでしょうか。 事業提案書の枚数が多いため、様式毎に3分冊に分けることは 可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご提示の提案を認めます。
224	提出書類の作成要領	7	6	(2)	⑧			記載要領	「用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。〔該当ページ番号 /各審査単位の総ページ数〕」とありますが、「各審査書 単位」とは、「様式6 基礎審査に関する提出書類」「様式7 事 業計画に関する提出書類」「様式8 非価格要素審査に関する 提出書類」ごとに通し番号を付すことで宜しいでしょうか。	本表No223の質問回答を参照してください。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
225	提案書類の作成要領	7	6	(2)	⑧				記載要領	用紙中央・最下段に各審査書単位の総ページ数による通し番号を付すこととありますが、各審査書単位とは同項(1)提出内容の表中の各様式番号ごとの理解でよろしいでしょうか。	本表No223の質問回答を参照してください。
226	提案書類の作成要領	7	6	(3)					製本要領	事業提案書に関する提出書類(様式6-1から8-25まで)を1冊に調製することのご指示がありますが、分量が多く取り扱いづらくなるものと想定されるため、適宜取り扱いのし易い分量で分冊とすることは可能でしょうか。	本表No223の質問回答を参照してください。
227	提出書類の作成要領	7	6	(3)					製本要領	「企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。ただし、提出用1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。」とありますが、企業名を記載しない審査用に対して、提出用においては様式8のはじめに、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を1枚追加することで宜しいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
228	提出書類の作成要領	7	6	(3)					製本要領	製本につきましては任意のキングファイルにて調製するとの理解でよろしいでしょうか。 また、提出用・審査用で表紙・背表紙以外のご指定はありますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、指定はありません。
229	提出書類の作成要領	7	6	(4)					電子媒体作成要領	電子媒体(CD-R/DVD-R)のコンテンツの構成につきましては任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	基本契約書(案)	2	第10条	第3項					異常事態に関する責任	本施設について異常事態が発生した原因が、運営開始日後に発生した不可抗力の責めに帰すべき事由によることを、建設事業者又は運営事業者が明らかにした場合には、その調査等に関する費用の負担は御協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	契約上組合が負担する旨定められている場合に該当する場合には、組合において負担致しますが、そうでない場合には事業者負担となります。
231	建設工事請負契約書(案)	11	第33条						構成市町内発注金額時の違約金	各会計年度において、提案構成市町内発注金額と実績構成市町内発注金額の達成状況を確認することとなっておりますが、工事工程など発注スケジュールが流動的になりうる要素もございますので、契約期間における調整ができるようご協議をお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
232	建設工事請負契約書(案)	23	第68条						不可抗力	新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大が生じた際には事案によっては不可抗力に該当する場合もあると理解してよろしいでしょうか。	感染の拡大が予見可能とはいえず、又は予見可能であったとしても当該感染拡大の影響を回避することが通常期待できない場合には、不可抗力に該当することもあり得るとの理解です。
233	建設工事請負契約書(案)	24	第69条	第5項					第69条5項 地域住民対応	「受注者は、近隣対策の結果、受注者に発生した増加費用及び損害を負担する」とありますが、正しくは「発注者は・・・負担する」ではないでしょうか。	原案のとおりです。同条第6項に該当する場合に限り、発注者が負担します。
234	建設工事請負契約書(案)	24	第69条						地域住民対応	全体計画等の説明を行う地域住民の対象につきましてご指示頂きたく宜しくお願い致します。	全体計画等の説明を行う地域住民の対象につきましては生活環境影響調査を実施した範囲と考えております。 詳細は組合ホームページの生活環境影響調査書(本編)の74ページをご覧ください。
235	運営業務委託契約書(案)	4	第17条						災害発生時の協力	震災その他不測の事態による廃棄物の処理に協力するにあたり、当該処理に係る費用については、その規模や処理方法により、別途協議頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	運営業務委託契約書(案)	4	第18条						第18条 保険	運営業務委託契約は長期契約となり、履行保証保険契約や第三者損害賠償保険等を一度に20年間付すことが難しいため、それらの保険については単年度又は複数年度での更新とさせていただきます。	差し支えありません。
237	運営業務委託契約書(案)	5	第21条	第2項					従業員の確保	第13条2項により運営・維持管理業務の実施を第三者に委託することが認められた場合、資格を有する「従業員」は、その第三者と雇用関係がある労働者でよいという理解でよろしいでしょうか。	募集要項IV4(4)において、運営事業者の資格要件として各資格者が配置可能なことを要求しています。したがって従業員は運営事業者自身が指揮命令可能な者である必要があります。
238	運営業務委託契約書(案)	7	第26条	第2項					自己搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収	徴収方法等については、発注者が別途定めるとありますが、将来に向けてキャッシュレスによる料金徴収は検討されていますでしょうか。	本表No. 68の質問回答を参照してください。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
239	運営業務委託契約書(案)	7	第27条	第1項					処理不適物の取扱い	処理不適物の監視・指導を厳格に行っていたにもかかわらず、意図的に隠される等の行為により当該物が搬入された場合、その対処方法については別途協議頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務委託契約第27条第2項のとおり、持ち帰らせることができなかった処理不適物の取扱いについては協議により定めます。処理不適物の混入により施設に故障等が生じた場合の費用については、同条第3項に定めるとおりとします。
240	運営業務委託契約書(案)	10	第40条	第1項					第40条1項 費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。以下同じ。)は、全て受注者が負担する。ただし、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は第53条の規定により発注者及び受注者が、受注者の責めに帰すべき事由でないこと(不可抗力を除く。)を受注者が明らかにした場合は発注者が、当該費用を負担する。」 「不可抗力の場合は第53条の規定により発注者及び受注者が」と記載がありますが、不可抗力によりごみを処理できなくなり、外部へ運搬・委託処理する費用を受注者が一会計年度につき、年間の運営業務委託費の1/100分まで負担することは適切では無いと思われるため、貴組合にて全額ご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
241	運営業務委託契約書(案)	11	第41条	第2項					第41条2項 運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	「建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡しから3年を経過するまでの期間中に本施設の契約不適合を原因として異常事態が発生した場合には、当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。」 本施設の契約不適合が原因となる場合には建設工事請負契約書第66条に基づき建設事業者が負担すると理解してよろしいでしょうか。	基本契約第10条のとおり、建設工事請負契約66条等に基づく契約不適合責任が認められ、かつ運営業務委託契約第41条第2項にも該当する場合は、建設事業者と運営事業者で連帯して債務を負担します。したがって、建設事業者が契約不適合責任を負うことをもって、運営事業者がその責任をまぬかれるものではありません。もっとも、損害発生の原因が建設事業者にあることが明らかになった場合に、運営事業者が建設事業者に求償することを妨げるものではありません。
242	運営業務委託契約書(案)	11	第42条						構成市町内発注金額未達時の違約金	各会計年度において、提案構成市町内発注金額と実績構成市町内発注金額を達成状況を確認することとなっておりますが、補修計画など施設の運転稼働状況により変更となる要素も多くございますので、契約期間における調整ができるようご協議をお願いできないでしょうか。	原案のとおりとします。
243	運営業務委託契約書(案)	15	第52条						不可抗力	新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大が生じた際には事案によっては不可抗力に該当する場合もあると理解してよろしいでしょうか。	感染の拡大が予見可能とはいえ、又は予見可能であったとしても当該感染拡大の影響を回避することが通常期待できない場合には、不可抗力に該当することもあり得るとの理解です。
244	運営業務委託契約書(案)	15	第53条						不可抗力による負担	新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大が生じた際には事案によっては不可抗力に該当する場合もあると理解してよろしいでしょうか。	感染の拡大が予見可能とはいえ、又は予見可能であったとしても当該感染拡大の影響を回避することが通常期待できない場合には、不可抗力に該当することもあり得るとの理解です。
245	運営業務委託契約書(案)	16	第55条	第3項					運営期間終了後の取扱い	「運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障があると認められた場合には、受注者は自己の費用により改修等必要な対策を行う」との記載がありますが、運営期間終了後、次期運営事業者にて適切な運営、補修・更新等の維持管理を実施頂くことを前提として、支障の有無を判断いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。次期運営事業者において、業界水準からして合理的な運営維持管理が行われることを前提とします。
246	運営業務委託契約書(案)	18	第59条	第3項					委託業務の一部解除	第3項では、第1項の解除による損害についての記載はございませんが、第2項の必要な措置を講じた場合に発生した費用についての記載はございませんが、第1項と同様に、費用が発生する場合について、やむを得ないと発注者が認めるものについては、発注者より受注者に対して費用の支払いを実施いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	運営業務委託契約書(案)	20	第62条	第3項					著作権の譲渡	受注者は、著作権該当著作物の引き渡し時に、発注者に対してその著作権を付与するとともに、第3項に記載の著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利の行使をしないということで、著作権の譲渡は回避させて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
248	運営業務委託契約書 (案)	20	第64条	第2項						著作権の侵害	第三者の有する著作権を侵害するものではない成果物や本施設を、発注者が単独でまたは受注者以外と作成した二次的著作物が第三者の著作権を侵害した場合については、受注者はその一切の責任を負わないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	運営業務委託契約書 (案)	31	別紙3	3	(3)					別紙3 運営業務委託費の改訂	(3)項に記載に関して、指標の見直しは、契約時にその他により適正な指標がございましたら、ご協議の上、契約時点で見直しさせて頂くことは可能でしょうか。	本表No.14の質問回答を参照してください。
250	運営業務委託契約書 (案)	31	別紙3	2						運営業務委託費の 支払い方法	運営固定費は、年度毎の変動は可能と理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務期間を通じて、平準化して支払います。 本表No.198の質問回答も参照してください。